

○議会運営委員長(宮沢良一君)

御指名をいただきましたので、去る二十一日に開催いたしました議会運営委員会の結果について報告いたします。

まず本日の日程でございますが、新しく追加された議案は、補正予算と市民からの陳情書の二件であります。

日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり各委員会から提出されております審査報告書を先にお願ひし、追加議案をその後にお願ひすることといたしました。

次に新しく追加された議案の取り扱いです。補正予算については慎重に審査の上、即決をお願いし、陳情書については厚生委員会に付託することといたしました。

次に全員協議会でございますが、市長からの申し入れと議会側としても予定がありますので、本日の本会議終了後に開催することといたしました。以上でございますが、定例会最終日でありますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げて、報告いたします。

○議長(田村市郎君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を

進めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(田村市郎君)

これより日程に入ります。

日程第一議案第五号 福生市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君)

御指名でございますので、議案第五号 福生市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例につきまして、当委員会の審査報告と、その概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をしております。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者より提案説明の後に審議に入りました。

委員より、目的といたる趣旨と変えたが、今後、条例は目的を

全部趣旨に変えるのかとの質疑に對しまして、理事者より、従来は統一性がなかった。数年前から例規関係の一条にうたっている規定の方向づけについて趣旨と目的に分け、所定の手続その他の事項等を定める場合には趣旨を使い、独自で市の規則の行政事務の執行による規定を定める場合、目的を使うということが例規審議会で確認され、各例その他の改正時点で統一的な整備をしていこうと決定をしているとの答弁がありました。

さらに委員より、選挙公報が市民の手元に届くのはいつごろになるのか。説明会は何日ぐらい前に行うか。従来と違いがあるのかとの質問がありました。これに對して、理事者より、告示から三日ぐうい前から配り始めると。告示が日曜日で一日で締め切って月曜日に印刷をし、火曜日には配付員に届けて、水曜日から配るといふことであると。立候補者の説明会については従来と同じで、告示の二カ月前程度、事前審査についても従来どおりであるとの答弁がありました。

また委員より、期日は詰まったのに事務の方の日程はいままでと同じという

ことで、しわ寄せは候補者にかかってくる。届け出入の方だけが二日が一日に減らされるというので公平じゃないと思う。一応賛成できるが、この反対意見がありましたので、起立により採決をいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

当委員会報告とあり御可決くださいますようお願い申し上げまして、審査報告といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者、十二番遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君) 議案第五号 福生市議会議員及び市長の選挙

○公報の発行に関する各例の一部を改正する各例についての反対討論をいたします。

総務委員会に付託されました各例の改正につきましては、昨年、昭和五十八年に選挙法の改正がありまして、その後、参議院、あるいは衆議院、そして都道府県知事、市長、町長、村長、そして各地方議員に至るまでの法律が変わってきたわけです。その中ではおおむね、たとえば選挙期間の短縮であるとか、あるいは立会演説会の廃止であるとか、元来選挙が持つていたあまねく市民に立候補者の意思や内容や政治の傾向や、そして主張を伝えるということについては、薄弱になつてきたのではないかと、いろいろ考えています。

今回の各例の改正に先立ちまして、わが福生市におきましては市長の立会演説会が廃止になりました。それにつきましても立会演説会の廃止に伴いまして、その救済手段が全く考えられていないという大変残念な廃止でありましたけれども、今回の改正に關しましては十日の期日が一週間に変わった。三日減ったわけですが、それでも市民は立候補者の人柄や政治内容について知る機会が減ったことになりました。そうした上に立候補者の問題といたしましては、

その三日間の短縮によって事務的な都合だけで公報の提出日が二日から一日に変わってくるというところのものは、やはり選挙や、あるいは地方自治体の考え方が、言えは公平にも与えることになりまして、事務的なものの都合から言えは二日間であっても何ら差し支えないのではないかと考えています。

以上のような理由から、知る権利や、あるいは立候補者の権利を制限するような形での各例には賛成できかねるということと、反対討論にいたしたいと思

います。

○議長(田村市郎君)

次に賛成者、三番村野和一郎君。

(三番 村野和一郎君登壇)

○三番(村野和一郎君) 御指名でござりますので議案第五号について賛成の立場から討論させていただきます。

本条例の一部改正は公職選挙法の改正に伴い選挙期間の短縮による選挙公報の受け付け期間を短縮するものであり、すでに候補予定者には事前の説明会等で十分準備する時間的余裕もあり、一日も早く選挙民に公報を届ける必要からやむを得ない処置であり、本条例改正案には賛成するも

のであります。

皆さんの御賛同により可決されるようお願ひいたしまして、賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(田村市郎君) 以上で討論は終わります。

これより議案第五号について起立により採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よつて議案第五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第二議案第二十八号 福生市特別職報酬等

審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会に對するは、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報

告を願ひます。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) ただいま議題となっております議案第二十八号

福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について当委員会の審査報告と、概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず理事者より提案説明の後に質疑に入りました。

委員より、題名の「報酬等の」というのはどの辺のところまで含まれるのかとの質疑がありました。

これに對して、理事者より、報酬等とは、議員の場合は報酬、市長以下特別職については給料、その他に改定の時期なども含まれるとの答弁がなされた後にお諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

よろしく御審議をいただきます。当委員会報告どおり御可決くださいます。

ようにお願い申し上げまして、審査報告といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第二十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号は、委

員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第三議案第六号 福生市非常勤の特別職の職

員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といた

します。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので議案第六号 福生市

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてその審査報告と概要を御報告を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明の後に質疑に入りました。

委員より、医師会との協議会の経過を知りたいとの質疑に対して、理事者より、西多摩医師会から西多摩の市町村を代表する青柳市長あてに報酬の改正を希望するという要望が出、それを受けて西多摩の市町村長と医師会との代表が協議をする。これは西多摩地区医療懇話会といひ、この中で検討されて決定されると。これは従来からの形であるとの答弁がありました。

要求額とそれから市町村側の額に大きな差があるのかどうか。あったのかどうか。あるいは教育相談員はこの額で適切かとの質問があったわけですが、理事者より、要求額と決定額には五百円程度の差が出ている。教育相談員の件数も多くなり種々配慮しなければならぬというところ、改定をお願いしたとの答弁があったわけでございます。さらに委員より、その他の非常勤の特別職についても値上げをするより、もう少しあるのかとの質疑に對して、例年、医師が先行して改定しているというのには事実であると。そのほかの特別職については報酬審議会が開かれ、議員、市長以下四者の給料アップがされたときにそれに見合せてアップをしている。本年は御案内のとおり職員も若干ではあるがベースアップがあるので、必要があるという事になれば各市の状況等を調査した結果、対応するということになると思う、そういうような答弁がなされたわけでありました。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

よろしく御審議をいただきまして、何とぞ当委員会報告とあり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第六号は、委員長長の報告とあり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第四 議案第二十九号 福生市の一般職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) ただいま議題となっております議案第二十九

号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て当委員会の審査報告と概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読については省略をさせていただきます。

(議案本審査報告書) 別添参照

理事者の提案説明の後に質疑に入りました。

委員より、一つには、五等級は五十歳で三十六号だが、五十五歳で四十一号ということで、それ以上の表がない。これは昇給ストップということなのか。二つ目には、職員給与が四十歳の人で他市と比べてどのぐらいのレベルにあるのか。あるいは現業の人の平均はどのぐらいなのか。三つ目については、現在

ラスパイレスは二十六市中どのぐらいの位置か。

改定後はどのぐらいになるのか。

起債制限団体内についていると思うが、どうか等々の質問があったわけでございます。

それに対して理事者より、第一問につきましては、現業職については五等級の

適用という事で、勤続十七年で良好な成績で勤務した者については五等級

から四等級に昇格をさせる。通常の場合は四等級に昇格をした形で給

与法を適用を受ける。こういうような答弁がありました。

次に二点目につきましては、二十六市の給与の実態を調査した結果、若い者は

平均より高いが、年齢が高くなると平均よりも低くなるような現状であると。

現業職員については四十歳ぐらいで二十六市平均ぐらいだが、それ以降が

かなり低いという事で、今後調整備をしなければならぬ。今回の改定に

ついても多少の配慮はしているとの答弁がありました。

次に三点目につきましては、五十八年の四月の試算だと福生市のラスパイレ

スは一一六である。二十六市中十二番目でありましたが、今回の改定で

一一五・七——六から七ぐらいになるのではないかと。起債制限を受けて

五十八年度においてわたり廃止を二十六市のトップを切つてやったことが大きく評価をされている。五十九年度も起債制限を受けないよう、精力的に給与の改正を考慮しなければならぬと思う。そういうような答弁がありました。

続いて委員より、退職金の計算では調整手当は入っているのか、そういうような質疑があったわけですが。

それに對して理事者より、退職金の算定の基礎となる額については調整手当は入っている。本俸と扶養手当を足して調整手当を掛けたものが基礎の額となるのである。二十六市はどこでも調整手当が入っているようであるが、今後、是正計画を立てて検討をしていきたい。

こういうような答弁がなされた後にお諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

よろしく御審議いただきまして、当委員会報告とあり、御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者 十一番 原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第二十九号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

いまだで日本共産党は労使合意の給与改定については賛成してまいりましたが、今回の条例改正については次の二つの点で反対するものです。

一つには、人事院勧告が六・四％と示されたにもかかわらず、政府は二・〇％を自治体に押しつけ、そのもとで福生市二・〇％としたことです。これは人勤制度をないがしろにし、労働基本権を否定し踏みにじるものとなります。二つ目は、地方自治体が入勤の答申とあり実施しようとする、政府が起債などに制

裁措置を加えるという事は許しがたい自治権の否定です。

市長は、このような政府の地方自治への介入に対し断固抗議し、入勤の完全実施をすべきであると主張するよう意見を申し述べ、私の反対討論いたします。

○議長(田村市郎君) 以上で討論は終わります。

これより議案第二十九号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって議案第二十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第五 議案第七号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) ただいま議題となっております 議案第七号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例について当委員会の審査報告とその概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読については省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より 提案説明の後に質疑に入りました。

まず委員より、この資金を希望された方と実際に支給を受けた方はどのくらいいるのかとの質疑に對しまして、理事者より、五十九年度は現在募集中である。五十八年度においては二十名中十四名を支給した。大体毎年二十名前後の希望者があり、そのうち一名か二名が辞退をする。申し込まれた方は、大体支給をされる。

また、続いて委員より、育英資金の積立基金の利子を充当すると現在
は幾らかとの質疑に對しまして、理事者より、基金は現在一千三百十五万円
であるとの答弁がなされた後にお諮りをいたしましたところ全員異議なく原案
のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。
よろしく御審議をいたしまして、何とぞ當委員会報告どおり御可決く
ださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終りました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第七号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よつて議案第七号は、委員
長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第六 議案第八号 福生市中小企業振興資金
融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長
から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名をいただきましたので、議案第八号
福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例につい
て審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書目の朗読は省略させていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

この条例は、限度額の引き上げと融資できる資金の明確化とあわ
せて本文の改正をしようとするものであるとの説明がありました後、質